

---

# 第4章

## 自殺対策計画の展開

---



# 目標 1 相談・支援体制の充実

## 取組の方向性

- 1-1 ころとからだの相談支援 《重点》
- 1-2 生活困窮者に対する支援 《重点》
- 1-3 職業的自立へ向けた支援
- 1-4 遺された人への支援
- 1-5 多様な相談支援体制の構築

## 1-1 ころとからだの相談支援 《重点》

自殺問題の一つの大きな要因として、身体疾患や精神疾患などの健康問題があります。本計画では、ころとからだの相談支援を重点的取り組みとして位置づけ、乳幼児から高齢期までのライフステージに応じた、分野ごとの相談窓口を充実させるとともに、庁内部署や関係機関との横断的な連携を図ります。

取組	取組内容
健康相談の実施	健康相談を実施し、市民の健康増進を図ります。
ころの健康相談の充実	保健所との連携により、ころの健康相談の充実を図ります。
高齢者総合相談の実施	地域包括支援センターにおいて、高齢者の介護・医療・福祉のあらゆる相談に応じ、行政や関係機関と連携しながら高齢者が安心して生活できるよう支援します。
障がいに関する相談窓口の充実	障がい者相談支援センターとともに、障がい福祉課窓口に自立支援相談員を配置し、生きづらさを感じている方の相談に応じます。また、こども発達センターに、発達に関する相談窓口を新たに設置します。
女性総合相談の実施	専門の婦人相談員が、家庭や人間関係の悩み等、女性が抱える悩み全般に関する相談に応じます。また、悩みに関する専門機関がある場合はつなぎます。
不登校やひきこもりの子どもへの支援	学校に通えない子どもが、学習支援や体験活動等を行う適応指導教室や、家庭訪問によるアウトリーチ支援を通して、生活の改善を図り学校復帰できるよう支援します。

命を支える活動紹介 ～吉川市障がい者相談支援センター すずらん～

「吉川市障がい者相談支援センター すずらん」は、障がいがある方や家族などの困りごとや悩みを相談できる場として市から委託を受けた社会福祉法人 彩凜会が運営しています。障害福祉サービスの利用のことのほか、就労や病気、ひきこもりのことなど、広く相談に応じています。



## 1-2 生活困窮者に対する支援 《重点》

本市における自殺の状況をみると、経済・生活問題が自殺の原因・動機の上位となっています。本計画では、生活困窮者に対する支援を重点的取り組みとして位置づけ、生活困窮者（世帯）の相談支援体制の充実や、経済的支援を図ります。

取組	取組内容
生活困窮者自立相談窓口の充実	経済的困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、世帯が抱える問題の解決につなげます。また、庁内部署や関係機関と連携を図り、必要に応じて生活保護や住居確保給付金等の制度を活用しながら生活の自立を支援します。
生活困窮者等に対する就労支援	生活保護受給者や生活困窮者のうち、就労が可能な人を対象に、ハローワーク等と連携しながら就労支援を行い、就労による自立を支援します。
子どもの学習支援教室の実施	家庭の経済的な事情で学習塾に通えない中学生や高校生等を対象に、学習支援や進学に関する支援、高等学校進学者の中途退学防止に関する支援を行います。
消費生活センターによる相談支援	多重債務や契約トラブル等、多様化・複雑化する消費生活に関する相談に対応し、消費者の利益保護に資するためのアドバイスや消費者と事業者間のトラブル解消を図ります。
就学援助金の支給	経済的な理由により就学困難と認められる児童または生徒の保護者を対象に、学校における費用（学用品費、給食費、修学旅行費等）の一部の援助を行います。
各種貸付制度の活用	社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度や、子育て支援課による母子父子寡婦福祉資金貸付制度等を活用し、生活の安定につなげます。

### 1-3 職業的自立に向けた支援

本市における職業別自殺者数をみると、無職者・失業者が60%で、うち働き手となる40歳から59歳までの自殺者が最も多い状況です。本計画では、就労による生活の自立を支援します。

取組	取組内容
生活困窮者等に対する就労支援【再掲】	生活保護受給者や生活困窮者のうち、就労が可能な人を対象に、ハローワーク等と連携しながら就労支援を行い、就労による自立を支援します。
障がい者に対する就労支援	障がい者就労支援センターにおいて、障がい者の就労に関する困りごとや相談に応じ、就労を支援します。
ひとり親家庭等の自立に向けた支援	ひとり親家庭の母または父が、就労に役立つ資格や技能を取得するための費用を一部支給するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携し、就職相談会等を実施します。
就職活動相談の実施	就職に関する問題を抱えた若年者を対象に、キャリアコンサルタント等の専門相談員が相談に応じ、就職活動のアドバイス等の就労支援を行います。
労働相談の実施	社会保険労務士等の専門相談員が、賃金や労働時間、労働災害等、労働者と事業主との相談に応じ、安心して働ける環境づくりを支援します。

### 1-4 遺された人への支援

大切な人を自殺によって亡くされた人が、一人で抱え込んでいた悲しみや苦しみを語り、心の再生を支援する場として、全国的に自死遺族の会が設置されています。自死遺族の会を広く周知するとともに、自主活動を支援します。

命を支える活動紹介 ～自死遺族 分かち合い・支えあいの会「おおきな木」～

「おおきな木」は、自死により大切な人を失った方々が安心して語り、涙したり様々な思いを表現したりすることができる場です。埼玉県精神保健福祉センター・越谷市保健所精神保健支援室の協力のもと、越谷市の市民活動団体「エプロンの会」が主催しています。

市外の方も参加が可能です。



## 1-5 多様な相談支援体制の構築

自殺に至る背景には、精神保健上の問題だけでなく、生活困窮や過労、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があることが知られています。問題や悩みをひとりで抱え込まず相談できる相談支援体制を充実するとともに、庁内部署や関係機関との横断的な連携を図ります。

取組	取組内容
市民相談	人権相談、困りごと相談等の各種相談を通じて、横断的に関係部署につなぎながら問題解決を図ります。
高齢者総合相談の実施【再掲】	地域包括支援センターにおいて、高齢者の介護・医療・福祉のあらゆる相談に応じ、行政や関係機関と連携しながら高齢者が安心して生活できるよう支援します。
障がいに関する相談窓口の充実【再掲】	障がい者相談支援センターとともに、障がい福祉課窓口に自立支援相談員を配置し、生きづらさを感じている方の相談に応じます。また、こども発達センターに、発達に関する相談窓口を新たに設置します。
子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センターを中心に、妊産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。
配偶者暴力相談支援センターの設置	配偶者等からの暴力被害に関する専門の相談機関として、相談や情報提供、専門的助言、関係機関との調整、一時保護等、被害者の安全確保と生活の自立に向けた各種支援を行います。
犯罪被害者支援総合相談窓口の設置	犯罪被害者支援総合相談窓口において、必要に応じ関係機関と連携しながら支援します。
教育相談・学校相談の実施	少年センターや小中学校配置の学校相談員、スクールソーシャルワーカーが、非行や問題行動の防止対策と、学校生活への適応のための相談に応じ、関係機関と連携しながらよりよい生活態度の樹立や成長に向けた支援を行います。
労働相談の実施【再掲】	社会保険労務士等の専門相談員が、賃金や労働時間、労働災害等、労働者と事業主との相談に応じ、安心して働ける環境づくりを支援します。

### 命を支える活動紹介 ～埼玉いのちの電話～

「社会福祉法人 埼玉いのちの電話」は、誰にも相談できずに自殺などの心の危機に追い込まれた人の心に寄り添い、支えになることを願い、ボランティアによる相談員が24時間365日体制で電話やインターネットを通じて相談に応じています。

電話相談 048-645-4343

フリーダイヤル 0120-783-556（毎月10日午前8時から翌日午前8時まで）



## 目標 2 理解を深め行動できる人材の育成

### 取組の方向性

- 2-1 「気づき」「つなぐ」人材の育成
- 2-2 自殺対策を支える人材の育成
- 2-3 SOS を発信できる人を増やす取組の推進

### 2-1 「気づき」「つなぐ」人材の育成

悩みや不安を抱えた人は、誰にも相談できずひとりで抱えこんでいることが少なくありませんが、何かしらのサインを発しています。そのサインに気づき、関係機関につなぐことができるゲートキーパーとなる人材を育成し、地域ぐるみで自殺対策を図ります。

取組	取組内容
ゲートキーパーの養成	市民や事業者などを対象にゲートキーパー養成講座を実施し、自身の心の健康をはじめ、自殺問題に対する理解を深め、「気づき」「つなぐ」ことができる人材を育成します。
各種サポーター制度との連携	市民が地域での見守り役となっている各種サポーター養成講座において、自殺問題への理解を深める視点を加えることで、地域における「気づき」「つなぐ」ことができる人材を増やします。
人材育成活用事業の活用	「生涯学習メニューブック」に自殺防止対策やメンタルヘルスに関する人材や講座を募り掲載し、自殺対策に関する学習の機会の充実を図ります。

#### 命を支える活動紹介 ～ゲートキーパー養成講座～

市では、自身の心の健康保持と、自殺問題に対する理解を深め、日常生活の中での「気づき」や、関係機関へ「つなぐ」ことができる人材を増やすため、毎年ゲートキーパー養成講座を開催しています。

2012（平成24）年度から開始し、2017（平成29）年度までに300人を超える方が受講されています。



## 2-2 自殺対策を支える人材の育成

市職員を対象とした研修や教育分野での研修の実施等を通じて、職員等の心身の健康保持をはじめ、自殺問題に対する理解を深めながら、職員等の資質の向上を図ります。

取組	取組内容
職員研修の実施	職員自身の心の健康をはじめ、自殺問題に対する理解を深める研修を実施することで、窓口等での気づきとつながりができる職員を育成します。
教職員研修の実施	教職員自身の心の健康をはじめ、自殺問題に対する理解を深める研修を実施することで、児童生徒の異変に気づき、支援につながることができる教職員を育成します。
支援バイブルの活用	職員・教職員が複雑かつ多岐にわたる様々な課題に横断的に適切な対応が図れるよう、子育てに関するバイブルを作成し活用します。
民生委員・児童委員の資質向上	日ごろより地域での身近な相談役、行政とのパイプ役である民生委員を対象に、自殺問題に対する理解を深める研修を実施し、委員の資質向上を目指します。

## 2-3 SOSを発信できる人を増やす取組の推進

近年、若年層の自殺の増加が問題になっています。未来ある子ども達が、かけがえのない命の大切さを理解し、悩んだ時は身近な人に SOS を発信できる力を得られる教育活動に取り組みます。

取組	取組内容
児童・生徒に対する命や性に関する教育の充実	道徳、保健、総合的な学習の時間等の全教育活動を通じて、自分の命や性に関わる問題や一人で悩みを抱えこまず困ったら SOS を発信することについて指導します。

### 命を支える活動紹介 ～教育現場の取組～

小学校や中学校では、道徳の授業において、「命の尊さ」を題材とした道徳の授業、保健体育では、発達段階に応じて「健康な生活」「心身の発達と心の健康」などの授業を、年間指導計画に位置付け意図的・計画的に取り組んでいます。

また、人権週間を通して、一人ひとりの違いを認め、自分や仲間の良いところを見つけ、それぞれが大切な存在であることを知る機会としています。





## 目標3 生きやすさを支える活動の展開

### 取組の方向性

- 3-1 自己肯定感の向上につながる活動の推進
- 3-2 住民等の関心と理解を深める取組
- 3-3 多様な手段による情報発信

### 3-1 自己肯定感の向上につながる活動の推進

自殺対策は、生きることの阻害要因を減らす施策だけでなく、生きることの促進要因となる自己肯定感や他者との信頼関係、生きがいづくりによって自殺リスクを減らすことができます。地域社会と関わりを持ち、生きることに希望が持てる事業に取り組みます。

取組	取組内容
アクティブシニアの推進	地域社会と関わる機会が少ないと言われる男性シニアの地域参加を支援し、地域社会との結びつきを図るため各種講座を開催します。
高齢者の生涯学習活動の推進	高齢者を対象とした講座を実施し、高齢者自らが学習できる機会を提供します。また、70歳以上の高齢者を対象に、公共施設の無料利用証を交付し、高齢者の活動の場を広げます。
介護予防教室の充実	高齢者がいつまでも元気に過ごせるために、「いきいき運動教室」や「地域型介護予防教室」などの介護予防事業を実施します。
シルバー人材センターへの支援	働く意欲のある高齢者に対し、生きがいとやりがいを持てる社会的な役割を提供し、就業を通じた社会参加・社会貢献を促進するシルバー人材センターの活動を支援します。
ボランティアセンターへの支援	各種ボランティア活動や講座への参加を促し、社会参加を推進するボランティアセンターの活動を支援します。
児童・生徒に対する命や性に関する教育の充実【再掲】	道徳、保健、総合的な学習の時間等の全教育活動を通じて、自分の命や性に関わる問題や一人で悩みを抱えこまず困ったらSOSを発信することについて指導します。
保護者への養育支援	家庭や保護者の子どもとの上手なコミュニケーション方法を学ぶ「子育て講座」等を通じて、子どものやる気や自己肯定感の向上を図ります。

### 3-2 住民等の関心と理解を深める取組

自殺に追い込まれる危機は誰にでも起こりうることです。住民一人ひとりの理解や周囲への気づきも大切なことから、広く市民に正しい知識、相談窓口や各種サービスの情報提供が届くよう、積極的に周知と啓発を図ります。

取組	取組内容
自殺対策の周知	3月の自殺予防月間、9月の自殺予防週間を活用しながら啓発活動や関連事業を実施し、市民等の関心と理解を高めます。
相談窓口や各種サービス等の情報提供	チラシやパンフレット、または市ホームページを活用して、困りごとの相談窓口等を広く周知します。
講座やイベント等の実施	ゲートキーパー養成講座や市民講座等、多様な世代に対し理解を深める事業を実施します。

### 3-3 多様な手段による情報発信

市広報紙やホームページをはじめ、世代を問わずインターネットが普及している中、インターネットの利便性を最大限に活用しながら、自殺問題に関する理解を深めるための啓発や相談窓口などの必要な情報を発信します。

取組	取組内容
広報よしかわや市ホームページの活用	市民が情報を得る上で最も身近な情報媒体である広報よしかわ等を活用して、各種相談窓口や制度を広く市民に周知します。
SNS等を活用した情報発信	手軽に情報を得ることができるSNSやアプリケーション等を活用しながら情報発信を行います。
リーフレット等の設置	市役所や公共施設に限らず、市内の事業所等の協力を得ながら設置します。
児童・生徒を対象とした啓発グッズの検討	児童生徒が興味を持つチラシ等の作成を検討し実施します。
新成人に対する啓発	成人式を機会に、参加者に対し悩みを一人で抱え込まずに相談することを周知するための啓発物を配布します。

## 目標4 ひとりで悩みを抱えこまない環境づくり

### 取組の方向性

- 4-1 地域の見守りの強化と孤独・孤立の予防 《重点》
- 4-2 生活支援の充実
- 4-3 居場所づくりの推進

### 4-1 地域の見守りの強化と孤独・孤立の予防 《重点》

自殺に至る背景の一つとして「孤立」があります。

本計画では、「高齢者」の孤独・孤立予防を重点的取組と位置付け、地域の見守り体制の強化や地域活動を支援し、社会と人がつながる地域づくりを進めます。

取組	取組内容
要援護者見守りネットワーク事業の推進	市と協定事業所、関係機関が連携して、虐待、ひきこもり、孤立等の異変を早期に発見し、必要な対策につなげるとともに、被害等を未然に防ぐ対策を行います。また、市民に対して理解を広げ、重層的な地域の見守り体制を構築します。
一人暮らし高齢者等見守り事業の充実	一人暮らしの高齢者や障がい者に対し、民生委員から直接安心リュック等を配付することで、一人暮らし高齢者等と民生委員との関係を築き、日ごろの見守りによって高齢者等の孤立を防ぎます。
地域交流の促進	高齢者等が地域で孤立することなく、安心して暮らせる地域づくりを目指し、日常生活の範囲に地域住民が主体となって企画運営を行う地域サロンの開設を促進します。
パートナー収集の推進	自力でゴミ出し困難な高齢者等への支援を通じて、孤立になりがちである一人暮らし高齢者や障がい者等を支援します。
自治会活動や市民活動団体への支援	各自治会におけるコミュニティ意識の醸成や、市民活動団体による公益的・公共的活動の推進を図り、地域における見守り・声掛け、孤独にさせない地域づくりを図ります。

## 命を支える活動紹介 ～吉川市要援護者見守りネットワーク～

要援護者見守りネットワークは、高齢者等の孤独死や虐待等の早期発見や消費者被害防止を目的に、市や警察、地域包括支援センターなどの関係機関と、市内事業者が情報共有しながら、地域全体で要援護者の見守りや声かけを行っています。

今後も、地域の見守り役となる協定事業者を増やしていくほか、市民を対象とした協力者を増やし、地域の見守り体制の充実を図ります。



## 4-2 生活支援の充実

高齢者や障がい者、ひとり親家庭など社会的に弱い立場にある人に対する、経済的支援や生活支援サービスの充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる生活基盤の安定を支援します。

取組	取組内容
高齢者に対する生活支援	生活に不安のある高齢者に対し、家賃助成や緊急通報システムの貸与を行います。また、日常生活に介護や支援が必要になった場合は、介護サービスや生活支援サービスを提供します。
障がい者に対する生活支援	在宅で生活する障がい者に対し、ヘルパーの派遣、補装具や日常生活用具の給付、手当の支給等、自立した生活に向けた支援を行います。
子育てに関する生活支援	保育事業をはじめ、病児・病後児の預かりや早朝・夜間など緊急時の預かり、宿泊を伴う児童の預かりを行う緊急サポート事業を行い、保護者の仕事と育児の両立を支援します。
外国人に対する生活支援	多言語ガイドブックの配布や翻訳・通訳ボランティアの実施等により、生活に必要な情報提供を行うとともに、吉川市国際友好協会主催の「日本語教室」を共催し、市内で生活する外国人等の日本語取得を支援します。
生活困窮者に対する生活支援【再掲】	経済的困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、必要に応じて生活保護や住居確保給付金等の制度を活用しながら生活の自立を支援します。

### 4-3 居場所づくりの推進

自殺に至る背景の一つである「孤立」を防ぐため、身近な地域を拠点に、市民が主体となった地域交流の場などの居場所づくりを推進します。また、地域住民が主体的に居場所づくりに関わることで、生きがいづくりに繋がります。

取組	取組内容
地域交流の場の促進 【再掲】	高齢者等が地域で孤立することなく、安心して暮らせる地域づくりを目指し、日常生活の範囲に地域住民が主体となって企画運営を行う地域サロンの開設を促進します。
ふれあいデイサービスの実施	家に閉じこもりがちな独居または日中独居の高齢者を対象に、地域との交流の場を提供するとともに、介護予防を図ります。
地域活動支援センターの活用	障がい者の日中の居場所や社会参加の場を提供します。
子育て支援センターの充実	子育て中の保護者が子どもと一緒に立ち寄れる場所を提供し、子育てに関する情報提供を行います。また、子育て相談や体験を通じて親子で遊ぶ楽しさを学ぶ子育て講座、出前講座等を実施します。
児童館の活用	児童館において、体力増進事業、体験活動事業、子育て支援事業等、健全な遊びを通して子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助します。
地域寺子屋事業等の支援	夏休み等の長期休業期間中、集会所等を開放して子どもたちの居場所をつくり、地域の方が勉強や遊びを見守ることで、世代間交流や地域の活性化を図る「地域寺子屋」の実施を支援します。
こども食堂等の設置支援	こども食堂が地域に根差した活動ができるよう、こども食堂を実施する団体と日常的なつながりを持つとともに、子ども達にとって身近なところに設置されるよう、様々な団体と連携を図ります。

#### 命を支える活動紹介 ～こども食堂 ころあい～

吉川団地名店街にある「こども食堂 ころあい」は、介護事業を運営する社会福祉法人福祉楽団のバックアップと、調理するボランティア、食材寄付によって、週3回（月・水・金）夕食を提供しています。

利用できるのは子どもに限らず、一人暮らしの高齢者や親子連れなど誰でも利用できます。



## 目標5 地域連携による自殺防止

### 取組の方向性

5-1 包括的な支援のための連携の推進

5-2 自殺未遂者等への支援

### 5-1 包括的な支援のための連携の推進

自殺に至るまでの背景は、さまざまな要因が重なりあっているため、単一の窓口では自殺のリスクを減らすことは困難です。各分野の窓口や関係機関などが情報共有し包括的な支援が行えるよう、関係機関との連携を推進します。

取組	取組内容
要援護者見守りネットワーク事業の推進 【再掲】	市と協定事業所、関係機関が連携して、虐待、ひきこもり、孤立等の異変を早期に発見し、必要な対策につなげるとともに、被害等を未然に防ぐ対策を行います。また、市民に対して理解を広げ、重層的な地域の見守り体制を構築します。
就労機関等との連携	就労に向けた意欲を持ちながらも、様々な理由で仕事に就くことが困難な若者に対し、自立就労支援を行う地域若者サポートステーションや、ハローワークなどの関係機関との連携を図ります。
子育て世代包括支援センターの設置 【再掲】	子育て世代包括支援センターを中心に、妊産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。
医療機関との連携	医療機関において、患者が地域での生活に不安があり、行政や関係機関等の支援が必要な場合には、必要に応じて関係機関へつなぐ体制を整備します。
庁内連携による自殺リスクの早期発見	税や利用料の滞納相談や生活相談を通じて、社会的困難に至る要因があった場合は、速やかに関係機関につなぎ、必要に応じて横断的に支援します。

## 5-2 自殺未遂者等への支援

自殺未遂者の再企図は、自殺対策においては重要な課題です。救急搬送された自殺未遂者に対して、退院後の地域生活が維持できるよう、医療関係者や行政、関係機関が連携し必要な支援を行う体制を推進します。

また、自殺があった場合、公的機関として最初に介入する立場にある警察官や消防隊員に対し、自殺未遂者やその家族に対し必要な助言ができるよう、市の自殺対策に関する情報を提供する体制を構築します。

取組	取組内容
地域移行支援・地域定着支援の推進	精神科病院に入院している精神障がい者や施設に入所している障がい者が、地域での生活に移行するための支援や、地域において単身等で生活する障がい者が緊急時に相談できる連絡体制を確保し、相談及び必要な支援を行います。
警察や消防との連携体制の構築	警察官や消防隊員に対し、自殺対策に関する関係機関の窓口について情報提供するとともに、関係機関との情報共有のしくみを整備します。

